

○芦屋町高齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱

令和5年8月23日告示第124号

改正

令和7年7月15日告示第90号

芦屋町高齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「芦屋町高齢者就業機会提供団体」という。）についての認定に関し、基準等を定めるものとする。

（認定基準）

第2条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者を芦屋町高齢者就業機会提供団体として認定する。

- （1）法人格を有する団体であつて、福岡県内に主たる事務所を有していること。
- （2）定款、寄付行為、会則、活動方針等に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第1項に規定する高齢者（以下「高齢者」という。）についての福祉の増進に資する内容を明記していること。
- （3）業務に従事している者のうち、55歳以上の者の割合が75%以上であること。
- （4）営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有していること。
- （5）高齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供していること。
- （6）申請日において1年以上の事業実績を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定対象としない。

- （1）営業に関し、法令上必要な要件を備えていない者
- （2）認定を申請する日までに納期の到来した国税、福岡県税又は町税を滞納している者
- （3）経営状態が著しく不健全であると認められる者
- （4）芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第6条の規定による措置の対象となる者

（認定の申請）

第3条 芦屋町高齢者就業機会提供団体として認定を受けようとする者は、芦屋町高齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

（認定及び審査結果の通知）

第4条 町長は、前条の申請があつたときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第3項及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を踏まえた上で、第2条の認定基準に基づき認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査結果を、芦屋町高齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第2号）により、申請後1か月以内に当該申請をした者に通知するものとする。

（認定団体の公表）

第5条 町長は、前条の規定により芦屋町高齢者就業機会提供団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、認定後速やかに芦屋町高齢者就業機会提供団体名簿（様式第3号）に登載し、公表するものとする。

（認定の期間）

第6条 認定団体の認定の期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（変更）

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに芦屋町高齢者就業機会提供団体変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- （1）認定団体の名称、所在地、代表者又は電話番号及びFAX番号の変更があつたとき。
- （2）第2条第1項各号に掲げる内容に変更があつたとき。ただし、同条第1項第3号を除く。

（状況報告）

第8条 認定団体は、町長が別に定める期日までに、芦屋町高齢者就業機会提供団体状況報告書（様式第5号）により、認定日の属する年度を除き、毎年6月1日現在の団体に属する者の人数等の状況を報告しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 町長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の認定を取り消すことができる。

- （1）第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により第4条の認定を受けたことが明らかになったとき。
- （3）認定団体に重大な法令違反等不正な行為があつたと認められるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、芦屋町高齢者就業機会提供団体認定取消通知書（様式第6号）により当該認定団体に通知するものとする。

（実地調査）

第10条 町長は、制度の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、認定団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について、実地調査を行うことがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年7月15日告示第90号)

この告示は、公示の日から施行する。

---